

令和7年度 定時評議員会 議事要旨

公益財団法人東京都歴史文化財団

- 1 日 時 令和7年6月27日（金）
午後1時から午後1時47分まで
- 2 場 所 東京都千代田区九段北四丁目1番28号九段ファーストプレイス5階
公益財団法人東京都歴史文化財団 5階大会議室
- 3 評議員現在数 12名
- 4 定 足 数 7名（評議員現在数の過半数）
- 5 出席評議員 11名
評議員 鈴木 純（WEB出席）
評議員 福島 理恵子（WEB出席）
評議員 小林 健二（WEB出席）
評議員 齋藤 真里子（WEB出席）
評議員 竹井 庸子（WEB出席）
評議員 西崎 翔（WEB出席）
評議員 伊藤 淑子
評議員 遠藤 安彦（WEB出席）
評議員 大笹 吉雄
評議員 樺山 紘一
評議員 竹井 豊（WEB出席）
- 6 出席理事 1名
理事長 堤 雅史
- 7 出席監事 2名
監事 飯塚 美紀子
監事 延與 桂
- 8 議 長
評議員 樺山 紘一

9 審 議 事 項

第一号議案 令和6年度事業実績及び決算について

第二号議案 定款の変更について

第三号議案 会計監査人の選任について

10 議事の経過及び結果

(1) 議長就任

午後1時開会。WEB 会議システムにより出席者の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に、適時かつ明瞭に意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。定款第18条の規定に基づき、樺山評議員が出席評議員の互選により議長に就任した。

本会が定足数を満たし、評議員会として有効に成立していることの報告があった後、出席評議員全員の委任を受けて、議長が、定款第20条第2項の規定に基づき本会の議事録署名人に大笹評議員と竹井豊評議員を選任し、議事に入った。

(2) 第一号議案 令和6年度事業実績及び決算について

ア 議案説明

配付資料に基づき、総務部長が議案の説明を行った後、飯塚監事から監査報告が行われ、以下3点の報告があった。

- ・事業実績報告書の内容は、真実であると認める。
- ・理事の職務執行に関する不正な行為、または、法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- ・財務諸表については、法人の財産状態並びに正味財産増減の状況を正しく示していると認める。

イ 質疑応答

<評議員>

・事業実績について3点ほど意見と質問がある。まず1点目の質問は、トータルとしては5億7000万円のプラスになってることは皆さんの努力の結果だと思うが、一方で入館者数、観覧者数が減っていることは何が影響してるのか。説明資料1のA3判の参考資料において、令和4年と5年と6年の館別の入場者数、観覧者数の推移が載っているが、ここで東京都美術館の観覧者数がだいぶ減っていることが見てわかる。これが全体の観覧者数の減少に繋がっているのか、またこれはなぜなのかをわかるところまで教えていただきたい。2点目は事業実績報告財務諸表の冊子で見て、一つは意見だが、この間、私たちは若い人たちに文化芸術に親しんでもらうことを促進するためにも子どもたち、若者への入館料の無償化等を提言ということで求めてきたが、この4月から都外の中学生も入館料が無料になったと伺って、この点は本当に進めていただいて良かったと思っており、お礼を申し上げたい。

3点目は、事業の中の東京芸術祭について、去年も東京芸術祭ファームの中で人材育成事業が実施されており、いろんな分野の若手のアーティストを対象とした人材育成のためのプログラムがあったが、その謝金について、参加者にインボイスの登録を求める条件があり、これが若手アーティストからすると課税業者にならないと参加できないというような状況になっており、3つぐらいのテーマで分かれていたかと思うが、そういった人材育成を目的にしているプロを相手にしてるものではない中では、課税業者になることを求めるようなことではなく、その点を配慮した参加のあり方というもの東京都を含めて、財団の方でも検討していただきたい。この点は、去年から私は委員会の方でも言っているが、何か検討されてることや東京都との話があれば教えていただきたい。

<総務部長>

・まず1点目の観覧者数の減少理由については、評議員がおっしゃるとおり東京都美術館の観覧者数が減少したことが全体の観覧者数の減少に繋がっている。その理由としては、元々予定をしていた展覧会がキャンセルとなったためであり、具体的には、ウクライナ情勢の悪化により、海外からの作品の輸送が困難となったことによりキャンセルとなった。2点目については、ご意見ということでいただいているが、評議員がおっしゃるとおり、今年4月からの常設展は、全ての中学生の入館料が無料となっている。3点目のインボイスの関係については、評議員からも今までもご意見をいただいているところではあるが、現在インボイス制度の趣旨に則り、財団としては適正に契約事務を進めているところである。

<評議員>

・1点目の回答はよく理解できた。2点目は意見であったが、3点目はぜひ対象の方々のことを考え検討し、今後も進めていただきたいと思う。

<評議員>

・東京芸術文化鑑賞サポート助成というのは具体的にはどういうものか。

<活動支援部長>

・東京芸術文化鑑賞サポート助成については、例えば障害を持った方や鑑賞にあたり困難を抱えていらっしゃる方のために手話通訳や字幕等を演劇やパフォーマンス等の公演に際し、もちろん演劇には限らないが助成をするという仕組みである。

<評議員>

・つまりそれはあらゆるパフォーマンスについてか。

<活動支援部長>

・おっしゃるとおりである。例えば何かの公演を行う際の字幕やあるいはその手話通訳等、機器のサポート、整備誘導員に対する助成金等そのようなものを対象に運用している。

<評議員>

・東京芸術文化相談サポートセンターアートノートについて、LINE 登録ができるようになっているが、直近で見る限り友だち登録が1,271名となっており、この数字で間違いがないか。また、相談対応件数が1,061件となっているが、相談内容の傾向性と外部専門家に繋いだ事例がどの程度あるのかについてわかる範囲で教えていただきたい。

<活動支援部長>

・LINE の登録件数については、後ほどきちんとした数字を確認してお答えしたい。また、相談件数については、昨年度1年間で対応件数が1,061件となっており、内容については、例えば、ハラスメントやアクセシビリティ、活動資金へはどのような助成プログラムがあるか等の問い合わせ、さらに法務、契約ということについての問い合わせが多い状況である。また、専門的な質問があった場合には、弁護士や会計士等に相談窓口から繋ぐようにしている。

<評議員>

・この1,061件のうち大体外部専門家に繋ぐものがどのくらいあるかについては、今わかるか。

<活動支援部長>

・その点については後ほど確認をしてお答えしたい。

<評議員>

・特定資産を切り崩してマイナス4億円の予算を組んでいたことが、プラス5億円になったということで、財団の社会的な役割を踏まえて、より多くの都民の皆様が文化芸術に触れられるように、そして若手作家や芸術家が自立的に活動できるような状況にするために美術館等の施設まで行かなくとも、都民が若手作家の作品に出合う機会や、また若手作家においては、作品販売の機会を増やしていただきたいということ要望する。

<総務部長>

・評議員のご意見をもとに何ができるかも含めて検討していきたい。

ウ 議決

議長が採択を求めたところ、第一号議案は全会一致をもって原案どおり承認された。

(3) 第二号議案 定款の変更について

ア 議案説明

配付資料に基づき総務部長が議案の説明を行った。

説明終了後、質疑はなかった。

イ 議決

議長が採択を求めたところ、第二号議案は全会一致をもって原案どおり承認された。

(4) 第三号議案 会計監査人の選任について

ア 議案説明

配付資料に基づき総務部長が第二号議案において承認された定款第21条第1項の規定に則り、会計監査人として清泉監査法人を選任することについて説明を行った。

イ 質疑応答

<評議員>

・資料の2枚目、項目2の会計監査人の任期について、令和7年度から令和8年度までの1年と書いてあり、そして決議が評議員会においてなされなかった時は再任されたものとみなし自動的に再任とあるが、何も報告もなく、自動的に再任されるのではなく、私たちも節目節目に確認することが必要であると思う。については定期的な報告のようなものは評議員会、委員会等に合わせてやっていただけると良いのではないかとと思うが、検討等はしてもらえるか。

<総務部長>

・ご意見は今後の評議員会での参考にさせていただきたい。

ウ 議決

議長が採択を求めたところ、清泉監査法人は全会一致をもって原案どおり選任された。

(5) その他（財団の運営全体に対する質問・意見等）

議長から、財団の運営全体に関して質問・意見等を求めたところ、特に発言はなかった。

以上により、定時評議員会の議事をすべて終了し、午後1時47分に閉会した。